

新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル（2020年4月7日現在）

※学生の皆さんは、以下の表をよく読んで、対応をお願いします。

※2020年4月7日現在、授業は遠隔授業となります。登校は控えてください。

状況	学生のみなさんにとってほしい対応
いつでも 誰でも（平常時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出を控える。 ・ 「3つの密」を避ける。 ・ 手洗いやマスクの着用などを徹底する。 ・ 検温する。 ・ 行った場所や時間の記録をとる（感染した場合、感染の可能性が出た場合の対応のため）。
咳・発熱がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への登校や外出、イベント等への参加を控える。 ・ 欠席の場合は短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する（欠席した授業については課題等対応あり）。 ・ 「咳エチケット」を行う。 ・ かかりつけ医等に相談する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状や37.5度以上の熱が4日以上続く ・ 強いだるさや息苦しさがある ・ 味やにおいを感じにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。 ・ 問い合わせた結果を短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。
感染者となった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や保健所、行政機関の指示に従う。 ・ 連絡が可能な場合は、速やかに短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。 ・ 登校については、治癒するまでは禁止（出席停止）。
濃厚接触者となった （保健所、「帰国者・接触者相談センター」等）から連絡があった）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、「帰国者・接触者相談センター」からの指示に従う。 ・ 濃厚接触者と認定されてから最低2週間は登校を控える（欠席した授業については課題等対応あり）。状況によっては、登校を禁止（出席停止）とする。 ・ 短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。
濃厚接触者となった（自分で気づいた）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示に従う。 ・ 短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。 ・ 潜伏期間を考慮し、接触に気づいてから最低2週間は、登校を控える（欠席した授業については課題等対応あり）。状況によっては、登校を禁止（出席停止）とする。
濃厚接触者と濃厚接触した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示に従う。 ・ 登校については短期大学事務局（TEL055-224-1400）に問い合わせる。接触に気づいてから最低2週間をめぐり、登校を控えるよう指示される場合がある。 ・ 短大事務局（TEL055-224-1400）に連絡する。
2週間以内に海外から帰国した人と濃厚接触した	

感染者・濃厚接触者と濃厚接触はしていないが、接触した可能性はある	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康状態に常に注意を払う。 ・感染対策・拡大予防に配慮した行動をする。
海外から帰国した	<ul style="list-style-type: none"> ・渡航先に関わらず、帰国から2週間は登校を控える（欠席した授業については課題等対応あり）。 ・渡航先、帰国日を短大事務局（TEL 055-224-1400）に連絡する

※濃厚接触とは？（濃厚接触の具体例）

- ・感染者と同居している。
 - ・感染者と長時間、自動車や航空機など閉鎖された空間で過ごした。
 - ・感染者のくしゃみや咳を直接浴びた。
 - ・感染者と手を伸ばしたら届く近距離（2m以内が目安）で対面で一定時間以上会話した。
 - ・感染者と食事をした。
 - ・必要な感染予防（手袋・マスク・防護服など）を行わず、感染者を看護した。
- など

※「3つの密」を避ける

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発生をする密接場面を避けましょう

- ・ドアを開け換気しましょう
- ・席は一つ空けて座りましょう
- ・向かい合ってマスクなしで話すのはやめましょう（昼食時を含む）
- ・公共交通機関を利用する場合はマスクを着用し人と向き合わないようにしましょう
- ・手すり等多数の人が触るものにはできるだけ触らないようにしましょう
- ・こまめに手洗いをしましょう

※「帰国者・接触者相談センター」

名称	電話番号	管轄地域
中北保健所 (地域保健課)	0551-23-3074	甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、南アルプス市、北杜市
峡東保健所 (地域保健課)	0553-20-2752	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南保健所 (地域保健課)	0556-22-8158	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部保健所 (地域保健課)	0555-24-9035	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
甲府市保健所 (医務感染症課)	055-237-8952	甲府市